

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 板橋区 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制 【不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整】 <pre> graph LR A[学校] <--> 入学・事業実施等の連絡調整 B[教育委員会事務局] B <--> 事業実施に向けた連絡調整 C[日本語学習初期支援事業受託事業者] C -- "指導内容や日本語習得状況をフィードバックし、子どもの状況を共有" --> B C -- "外国籍児童・生徒の在籍校へ日本語指導員を派遣" --> A </pre>
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること ①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整 ・教育委員会事務局学務課において、就学を希望する児童・生徒や保護者の日本語能力や家庭状況等の把握に努め、就学予定校との共有に取り組んだ。また、その際に日本語学習初期支援事業を案内して受講希望を確認するとともに、就学予定校と情報共有することで早期の事業実施を実現した。 ・また、日本語学習初期支援事業を受講する児童・生徒が円滑に教育環境に適応できるよう、日本語指導の状況について委託事業者が講座ごとに作成する「指導報告書」を教育委員会経由で在籍校へ送付し、共有した。 ②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設 ・日本語がまったくできない、又はほとんどできない児童生徒を対象に委託事業者による日本語学習初期支援事業を実施した。なお、講座は学校活動や行事等を考慮し、児童生徒の学びを妨げることがないよう配慮しながら計30時間を基本として、在籍校で実施した。 ・また、主に新入学児童を対象とした春期講座を令和6年3月に実施した。 ⑥その他不就学等の外国人の子供の就学の促進に資する地域独自の取組(就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布等。) ・区立小中学校への入学を希望する外国人に対して、教育を受ける機会を逸することのないよう就学手続きに関する案内を作成し、翻訳文とともに各世帯に郵送した。
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること ①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整 ・日本語を話すことができない児童・生徒に対して日本語学習初期支援事業を案内することにより、当該児童・生徒だけでなく保護者が安心して学校へ通わせることができている。

- ・また、日本語学習初期支援事業の指導報告書を教育委員会経由で在籍校へ伝達することで、両者の情報共有と連携を図ることができた。
- ②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設
- ・基本的な日本語を学ぶことでより早く学校に慣れることができ、就学意欲の向上・促進につながった。
- ⑥その他不就学等の外国人の子供の就学の促進に資する地域独自の取組(就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布等。)
- ・就学に関する周知の徹底につながり、就学促進を図ることができた。

	3～6歳	7～12歳	13～15 歳	16～18 歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	5人	35人	10人	1人

4. その他(今後の取組等)

日本語学習初期支援事業は学校及び家庭のニーズも高く、令和6年度も規模の拡充を検討しながら、引き続き取り組んでいく。また、外国人児童生徒の受入れに際しては、面談時の通訳支援や多言語対応など、幅広く対応できるよう取組を検討していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。